

令和 7 年 6 月 1 3 日

丸森町議会議長 佐藤 吉市 殿

丸森町議会ハラスメント調査
特別委員会 委員長 菊池 修一

丸森町議会ハラスメント調査特別委員会調査結果報告書

令和 7 年第 2 回臨時会において設置された本委員会の調査が終了したので、
会議規則第 72 条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

町議会議員による町職員に対するハラスメント行為について

2. 調査の経過

(1) 第 1 回特別委員会 (令和 7 年 2 月 18 日)

①令和 7 年第 2 回臨時会において、「発議第 2 号 丸森町議会ハラスメント調査特別委員会の設置について」が可決され、特別委員会が設置された。

②正副委員長の互選を行なった。

委員長 菊池修一 副委員長 渡辺政巳

(2) 第 2 回特別委員会 (令和 7 年 2 月 26 日)

調査方針について、近隣自治体の事例などを参考に職員アンケート調査実施に向け協議を行った。

(3) 第 3 回特別委員会 (令和 7 年 3 月 12 日)

職員アンケートの内容確認と実施方法について協議を行った。

(4) 第4回特別委員会（令和7年4月24日）

職員アンケートの結果を報告。また、職員アンケート調査後の委員会の進め方について協議を行った。

※4/14 アンケートの開封作業（委員長、副委員長及び事務局）

（職員アンケート実施状況）

- ・ 調査期間 令和7年3月31日（月）～4月11日（金）
- ・ 配付部数 337 部 うち配付残部数 56 部（返却）
- ・ 対象者 281 人
- ・ 回答者 220 人 （回収率78.3%）

(5) 協力者（職員）への個別聴取（令和7年5月7日実施）

アンケート調査で所属・氏名欄に記載があり、かつ、協力するにチェックがあった職員20人のうち、具体的内容の欄に記載があった職員5人に対し個別聴取を行った。（当該職員を除く）

（個別聴取の実施状況）

- ・ 聴取者：委員長（菊池修一）、副委員長（渡辺政巳）
- ・ 傍聴者：なし

(6) 第5回特別委員会（令和7年5月15日）

協力者（職員）への個別聴取の結果を報告。また、今後の日程等を確認し、最終的に、本年6月定例会において調査結果を報告することとした。

(7) 当該職員及び当該議員への個別聴取（令和7年5月23日実施）

本事案に係る当事者2名に対し個別聴取を行った。

（個別聴取の実施状況）

- ・ 聴取者：委員長（菊池修一）、副委員長（渡辺政巳）
- ・ 傍聴者：委員9名及び議長、副議長

(8) 第6回特別委員会（令和7年6月3日）

調査報告書（案）の内容等について協議した。

(9) 第7回特別委員会（令和7年6月10日）

特別委員会としての意見を取りまとめた。

なお、本調査特別委員会を設置するにあたり、令和6年12月13日に全員協議会を開催し、議会としての今後の対応を協議したほか、同年12月24日及び27日には、議長と副議長が他自治体のハラスメント対応事例の調査を行った。

さらに、今年に入ってから、令和7年1月9日に全員協議会を開催し、議長、副議長の調査結果報告を参考に具体的な対応策の協議を行い、1月24日の全員協議会では、町長ほか、副町長、総務課長、総務課長補佐に出席を求め、新聞報道にあったハラスメント行為に関する町の対応について、聞き取りを行った。

3. 調査の結果

(1) 調査事案

今回の事案は、今から8年前の平成29年2月20日発生したハラスメントと思われる行為に関する調査・事実確認であるが、令和6年12月11日に河北新報に掲載された記事によると、丸森町議が窓口に来庁した際、当該職員が自席付近から「どちらに用事ですか」と声をかけたところ、当該職員をカウンターまで呼びつけて、「横着だ。ほだごどで（そんなことで）町民対応いいと思ってんのが、おめえ」などと強い口調で話した。との記事内容であった。

なお、当該職員からの申し出により、当該議員は、海川正則議員であることが伝えられていた。

(2) 事実関係の確認

調査は、全職員に対するアンケートや当事者及び協力者への聞き取りにより実施した。

当時の状況について、目撃等により知っていたと回答した職員は、14名いたが、窓口において大声で怒鳴っていたとの回答であった。

一方、当該職員自身は、カウンターまで行かず自席付近から声をかけたことは、接遇として間違っていないと思っていると記載しているが、海川正則議員は、当該職員の接遇（対応）に対して、横柄な態度だと怒鳴っていたとの証言もあった。

（３）当該職員のその後の状況

当該職員は、多くの職員の前で、大声で罵倒されたことに屈辱を感じ、海川正則議員に直接抗議を試みたものの、伝えることができなかったことから、丸森町不当要求行為等対策要綱に基づく不当要求行為等発生報告書を自ら作成し、２月２２日に、上司である課長に報告・相談後、総務課への報告書提出を依頼した。

しかしながら、海川正則議員や本議会への抗議、申し入れまでには至らず、以来、自らの行動に対する悔恨や憤怒の感情にさいなまれ、日常業務にも支障をきたすようになることを懸念し、平成２９年１２月から医療機関を受診し始めたが、状態は改善されず、そうした症状が何年間も続いていた。

令和６年１２月に本事案が新聞報道され、今年２月に本委員会が設置されたことに伴い、徐々に気持ちの面で改善されてきているようでもあった。

（４）当時の町の対応状況（役職は平成２９年当時）

課長から、総務課長に不当要求行為等発生報告書の件で相談があり、総務課長が当該職員から事情を聞いた。その後、３月議会終了後の３月２１日に、副町長、総務課長、当該職員の３人で面談を行い、副町長が海川氏に対して、強い口調で職員対応をたしなめる行為を改善するよう伝えたことを当該職員に伝達した。その後、当該職員に対し、大声で罵倒するような行為はなかったとのことだが、当時の執行部における当該職員への対応措置については、必ずしも妥当とは言えず、問題の深刻さに対する行動が不十分であったと思われる。

(5) 総括

今回の職員アンケートによる調査においては、今回の事案以外にも海川正則議員の高圧的な言動や業務以外と思えるような要求など、ハラスメントと思われる事案を記述した職員もいたが、無記名であったため事実確認までには至っていない。

今回の事案について、海川正則議員は記憶しておらず、当該職員の発言を第三者から聞かされたことで、いつのことかと思ったとのこと。自分は人をいじめるつもりはなく、普段どおりの対応と考えていると話している。

しかしながら、海川正則議員本人に全くその意識は無かったとしても、その言動や行動が受け手側個人の感じ方次第で、結果的に個人の名誉を損ない、心理的な圧力を感じさせ、傷つけてしまっていることは、認めるべき点である。

本人にその認識がなかったとしても、窓口において大きな声で職員を怒鳴ったことは今回の職員アンケートや聞き取り調査からも明白な事実であり、このことは、丸森町議会基本条例第15条に定める「議員の政治倫理」に反する行動であり、本調査特別委員会としては、ハラスメントに値するような行為があったと認めざるを得ないものと判断する。

4. 海川正則議員への意見等

ハラスメント行為は、日本国憲法に定められている基本的人権である個人の尊重と幸福を追求する権利を妨げるものであり許される行為ではない。海川氏は、町議会議員として長年にわたり町政発展のため努められ、他議員の見本となるべき存在であるにも関わらず、自身の言動がハラスメントにあたると認識しようとししない態度は、改めるべきである。

今後は、町民から負託を受けた議員として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持されるよう、改善を求める。

5. ハラスメント再発防止に向けた取り組み

令和7年度において、議会改革調査特別委員会の設置が予定されており、その中で、議会基本条例の改正等も含め、再発防止に向けた制度を検討することとした。

以上をもって本特別委員会の最終的な報告とする。